

『経営の安定に必要な資金を調達したい。』

一般資金

中小企業者等が事業経営に必要とする資金の融通を円滑にし、その経営の安定に資することを目的とした資金です。

対象となる方

本資金の融通を受けることにより、経営の安定を図ることができる見通しのある中小企業者等で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 経営基盤、経営体質の改善を必要とするもの
- (2) 経済の変動等外部要因により、経営が不安定化しているもの

融資条件

■ 資金使途 運転資金・設備資金

ただし、以下の資金使途は、融資対象外とします。

- (1) 借入金の返済、税金(消費税)の支払にあてる資金
- (2) 住宅、自家用自動車等の取得のための資金
- (3) 法令に違反する設備のための資金

■ 融資限度額 8,000万円

■ 融資利率 長期資金(1年を超えるもの) 年1.90%

短期資金(1年以内のもの) 年1.50%

■ 償還期間 運転資金 7年以内(うち据置1年以内)

設備資金 10年以内(うち据置1年以内)

■ 信用保証料 年1.59%以下

■ 保証人・担保 保証人 原則として法人代表者以外不要

担保 必要に応じて徴求

取扱金融機関

県内に所在する銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫、農林中央金庫の本店及び支店

ご利用方法

ご不明の点については、下記お問い合わせ先にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

宮城県経済商工観光部

商工金融課商工金融班

022-211-2744